

町田市木造住宅耐震診断士 倫理規定

第1 目的

この規定は、町田市木造住宅耐震診断士(以下「診断士」という。)について、その業務を遂行するのに当たり遵守すべき規範を定め、もって市民が木造住宅の耐震化に取り組む環境を整備し、耐震改修を促進することを目的とする。

第2 職責

診断士は、建築士としての専門的知見をもって、町田市内の木造住宅の耐震診断等を適正に行い、市民の生命及び財産の保護、並びに災害に強いまちづくりに寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第3 立場の明確化と誤認防止

診断士は、業務の遂行に際し、診断士が町田市の登録制度に基づく登録者であり、市から業務の委託を受けた者又は市の代理人ではないことを明確にし、依頼者に対して市から派遣された等の誤解を与えてはならない。

第4 法令等の遵守

診断士は、建築士法その他の関係法令、及び町田市木造住宅耐震診断士に関する制度の趣旨を尊重し、適正に業務を行わなければならない。

第5 誠実かつ公正な業務遂行

- 1 診断士は、常に専門的知識及び技術の向上に努め、誠実かつ公正に耐震診断を行わなければならない。
- 2 診断士は、市民から業務依頼の申し込み(その打診を含む)を受けた時は、正当な理由なくその申し込みを拒否してはならない。
- 3 前項により、正当な理由があつて業務の受託を拒否するときは、拒否の理由又は受託可能となる条件を説明しなければならない。
- 4 診断士は、診断結果の説明において、客観的事実に基づき分かりやすく説明し、依頼者の不安を不当に煽るような言動を厳に慎まなければならない。

第6 不当な勧誘等の禁止

診断士は、耐震診断の実施を契機として、依頼者の意に反する強引な耐震改修工事等の勧誘、又は不当な契約の締結を行ってはならない。

第7 守秘義務及び個人情報の保護

診断士は、業務上知り得た個人情報及び秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。診断士の登録を辞退又は取り消された後も同様とする。

第8 品位の保持

診断士は、常に品位を保持し、町田市木造住宅耐震診断士制度の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

第9 協議会への参加

- 1 診断士は、診断士で組織する町田市木造住宅耐震診断士連絡協議会(以下「協議会」という。)に参加するものとする。
- 2 診断士は、協議会に参加し、情報共有を図ると共に、診断における判断等を平準化し、診断士の違いによる診断結果の揺れが最小限になるよう努めなければならない。

第10 報告

診断士は、業務の遂行において本規定に反する事態が生じた場合、又は市民との間に重大なトラブルが生じた場合は、協議会を通じて速やかに町田市に報告するものとする。